○国土交通省告示第六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第二回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十六年一月二十九日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県柏市小青田三百二十六番地　独立行政法人都市再生機構千葉常磐開発部柏事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第六十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定により、平成二十六年一月八日付けをもって、港湾管理者が川崎市である埠頭群を運営する者を指定したので、当該指定を受けた者について、同法附則第二十項の規定により、同法附則第二十六項の規定による指定を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とみなして適用する同法第四十三条の十一第十二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　特例港湾運営会社の商号及び本店の所在地

イ　商号

川崎臨港倉庫埠頭株式会社

ロ　本店の所在地

川崎市川崎区千鳥町二十二番三号

二　意見書の処理の経過

意見書の提出なし

三　当該特例港湾運営会社の指定の理由

1　川崎臨港倉庫埠頭株式会社の特定埠頭群の運営の事業の内容は、川崎港港湾計画に適合するものであると認められる。

2　1のほか、川崎臨港倉庫埠頭株式会社は、特定埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。

3　川崎臨港倉庫埠頭株式会社の特定埠頭群の運営の事業の内容は、川崎港港湾計画に適合するものであると認められる。

4　以上により、川崎臨港倉庫埠頭株式会社は港湾法附則第二十項各号に掲げる要件を備えていると認められることから、同社を港湾管理者が川崎市である埠頭群を運営する者として指定する。

○国土交通省告示第六十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定により、平成二十六年一月八日付けをもって、港湾管理者が東京都である埠頭群を運営する者を指定したので、当該指定を受けた者について、同法附則第二十項の規定により、同法附則第二十六項の規定による指定を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とみなして適用する同法第四十三条の十一第十二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　特例港湾運営会社の商号及び本店の所在地

イ　商号

東京港埠頭株式会社

ロ　本店の所在地

東京都江東区青海二丁目四番二十四号青海フロンティアビル十階

二　意見書の処理の経過

意見書の提出なし

三　当該特例港湾運営会社の指定の理由

1　東京港埠頭株式会社の特定埠頭群の運営の事業の内容は、東京港港湾計画に適合するものであると認められる。

2　1のほか、東京港埠頭株式会社は、特定埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。

3　東京港埠頭株式会社は、特定埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであると認められる。

4　東京港埠頭株式会社の所有する埠頭と特定埠頭群とを一体的に運営することは、特定埠頭群の運営の効率化に資するものであると認められる。

5　以上により、東京港埠頭株式会社は港湾法附則第二十項各号に掲げる要件を備えていると認められることから、同社を港湾管理者が東京都である埠頭群を運営する者として指定する。

○中部地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考	
藤枝市岡部町内谷字新田七五六番一〇から島田市野田字甚田海道一一九番一まで	前	C	一二・〇〇～一二・五〇〇	一四・四四九	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一二・五〇〇～一三七・〇〇〇		
		A	一三七・〇〇〇～一四八・八〇〇		
	後	C	一二・〇〇～一二・五〇〇	一一・五三七	
		B	一二・五〇〇～一三七・〇〇〇		
		A	一三七・〇〇〇～一四八・八〇〇		

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字高根二四番四地内	前	二二・九五～二八・八〇〇	〇・〇三三
	後	二二・九五～二八・八〇〇	〇・〇三三

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀字平尾名古ノ谷一六五九番一から同町海山区相賀字平尾名古ノ谷一六三番一まで	前	三七・〇〇～五五・〇〇〇	〇・〇六〇
	後	三七・〇〇～八五・〇〇〇	〇・〇六〇

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所